

## 「第3期飯塚市保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)」及び 「第4期飯塚市特定健康診査等実施計画」について(概要版)

### 1. 第3期飯塚市保健事業実施計画(第3期データヘルス計画) 及び 第4期飯塚市特定健康診査等実施計画の概要

- (1) 第3期飯塚市保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)「以下、「保健事業計画」という。」  
国民健康保険法第82条及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等を踏まえた行政計画
- (2) 第4期飯塚市特定健康診査等実施計画(以下、「特定健診計画」という。)  
高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び19条を踏まえた法定計画
- (3) 計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とする。
- (4) 飯塚市国民健康保険運営協議会において、被保険者等と協議を行い策定する。
- (5) 毎年度、計画の進捗状況を報告し、評価などを実施する。

### 2. 計画策定の必要性

- (1) 保健事業計画は、法定計画ではないが、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において『「保健事業計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められ、市町村国保も同様に行うことを推進する。』と示されている。
- (2) 特定健診計画は、法令により策定が求められている法定計画。
- (3) 第2期保健事業計画及び第3期特定健診計画の計画期間が令和5年度で終了。  
令和6年度以降の保健事業に関する方針等を定め、同事業を実施、推進する。

### 3. 本計画の対象者

- (1) 第1章 第3期保健事業計画  
・・・飯塚市国民健康保険被保険者(約2万5千人)
- (2) 第2章 第4期特定健診計画  
・・・飯塚市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の者(約1万8千人)

### 4. 前期計画に係る考察

- (1) 令和2年度以降、特定健診の受診率が低下、特に個別医療機関での受診率の低下が顕著。改めて特定健診を起点とした事業設計の必要有。
- (2) 2次健診受診率が高いが、専門医への紹介率が低いため、関係機関(地元医師会、県保健所、近隣市町、医療機関等)との連携を強化させる必要有。

### 5. 計画の目標

目標値：特定健診の受診率：60%・特定保健指導の実施率：70%

- (1) 第1章 第3期保健事業計画  
・・・生活習慣病の予防・重症化予防により医療費適正化を図る。
- (2) 第2章 第4期特定健診計画  
・・・特定健診の受診率・特定保健指導の実施率・特定保健指導対象者の減少率の向上。

## 6. 計画書の主な記載内容と変更点

### (1) 第1章 第3期保健事業計画 (計画書 6P～34P)

第3期	第2期
<b>■ I 基本的事項</b> ・ ・ ・ 背景・目的・計画の位置づけ・現状の整理・前期目標の評価	<b>■1 基本的事項</b> ・ ・ ・ 背景・目的・計画の位置づけ・関係者が果たすべき役割と連携
<b>■ II 健康・医療情報等の分析と課題</b> ・ ・ ・ 前期計画に係る考察 <b>■ III 計画全体</b> ・ ・ ・ 計画全体の目的・目標・評価指標等 <b>■ IV 個別事業計画</b> ・ ・ ・ 計画を実施するための個別の事業個別の事業計画毎の指標	<b>■2 第1期計画に係る評価及び課題</b> ・ ・ ・ 概要・評価・保険者努力支援制度 <b>■3 分析に基づく課題明確化と今後の取組</b> ・ ・ ・ 課題の明確化・成果目標の設定 <b>■4 保健事業の内容</b> ・ ・ ・ 考え方・ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ、その他
<b>■ V 高齢者の保健事業と介護の一体的実施</b> ・ ・ ・ 令和5年度から事業着手。 事業の背景・概要【新規追加】	
<b>■ VI その他</b> ・ ・ ・ 評価・検証、公表・周知 個人情報の取扱い 地域包括ケアに係る取組み	<b>■6 計画の評価・見直し</b> ・ ・ ・ 評価時期・方法・体制 <b>■7 公表及び個人情報の取扱い</b> <b>■5 地域包括ケアに係る取組み</b>

### (2) 第2章 第4期特定健診計画 (計画書 35P～47P)

第4期	第3期
<b>■ I 基本的事項</b> ・ ・ ・ 背景、現状、特定健診の基本的な考え方 (取組の成果と課題含む)	<b>■1 制度の背景</b> ・ ・ ・ 背景、現状、特定健診の基本的な考え方 <b>■2 2期の取組の成果と課題</b> ・ ・ ・ 実施に対する成果、成果に対する課題
<b>■ II 特定健康診査</b> ・ ・ ・ 対象、実施項目、時期、外部委託の有無 <b>■ III 特定保健指導</b> ・ ・ ・ 対象、実施内容、時期、周知や案内方法 <b>■ IV 特定健診等の実施方法に関する事項</b> ・ ・ ・ 年間スケジュール	<b>■3 特定健診・特定保健指導の実施</b> ・ ・ ・ 目標の設定・特定健診等の実施方法・年間スケジュール <b>■5 結果の報告</b> ・ ・ ・ 法定報告について
<b>■ V 個人情報の保護</b> ・ ・ ・ 記録の保存方法、保存体制等	<b>■4 特定健診等の結果の通知と保存</b> ・ ・ ・ 記録の保存方法・個人情報の取扱い
<b>■ VI 特定健診等の実施方法に関する事項</b> ・ ・ ・ 実施計画の公表・周知 <b>■ VII 特定健康診査等実施計画の評価・見直し</b> ・ ・ ・ 推進体制	<b>■6 特定健診等実施計画の公表・周知</b> ・ ・ ・ 実施計画の公表・周知